

改正

令和3年5月25日告示第59号

令和5年3月24日告示第33号

令和8年3月27日告示第29号

蕪崎市浄化槽普及事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、浄化槽を設置する者に対し、設置に係る費用の一部を補助するものとし、その補助金に関しては、蕪崎市補助金等交付規則（昭和63年12月蕪崎市規則第20号）に定めるもののほか、この告示に定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であつて、し尿及び雑排水を併せて処理し、生物化学的酸素要求量（以下この条において「BOD」という。）除去率90パーセント以上、放流水BOD20ミリグラム／リットル（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。
- (2) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により浄化槽とみなされたものをいう。
- (3) くみ取便槽 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第29条に規定するくみ取便所の便槽をいう。
- (4) 転換 単独処理浄化槽又はくみ取便槽の使用を廃止し、浄化槽を新設すること（建築物の建替えに伴うものを除く。）をいう。
- (5) 宅内配管工事 浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所又は風呂等からの排水を行う管をいう。）、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝等までの放流管の設置に係る工事をいう。

(補助対象区域)

第3条 補助金の交付の対象となる区域は、市内全域のうち、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により事業計画で定めた予定処理区域（第9条において「予定処理区域」とい

う。)を除いた区域とする。

(補助対象者)

第4条 市長は、前条に定める地域内において、浄化槽を設置しようとする者のうち50人槽以下の浄化槽を設置する者に対して補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認又は浄化槽法第5条第1項に基づく設置届出をしないで浄化槽を設置する者

(2) 販売を目的とする専用住宅(展示用を含む。)に浄化槽を設置する者

(3) 住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者

(4) 全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会(次条において「全浄協」という。)に登録していない浄化槽(10人槽以下)又は合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(平成4年衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知)に適合しない浄化槽を設置する者

(5) 市税等を滞納している者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用の4割に相当する額とし、別表第1に掲げる区分ごとに定める額を限度とする。

2 転換により宅内配管工事を行う場合は、これに要する費用について、別表第2に定める額を限度として、前項に規定する補助金の額に加算する。

3 同一敷地内に設置された単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去を行う場合は、これに要する費用について、別表第3に掲げる区分ごとに定める額を限度として、第1項に規定する補助金の額に加算する。

4 前3項に規定する補助金の額の算定において、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、浄化槽普及事業費補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し

(2) 登録浄化槽管理票(C票)(全浄協発行)

- (3) 登録証（全浄協発行）
- (4) 保証登録証（全浄協発行の市町村用）
- (5) 浄化槽整備士免状
- (6) 工場生産浄化槽認定シート
- (7) 設置場所の案内図、平面図及び排水経路図
- (8) 浄化槽の設置に係る費用の見積書
- (9) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (10) 市税の完納証明書
- (11) 宅内配管工事に係る費用の見積書及び既存の排水経路図（前条第2項に該当する場合に限る。）
- (12) 既存の単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去工事に係る費用の見積書、状況写真及び配置図（前条第3項に該当する場合に限る。）
- (13) その他市長が必要と認めた書類
（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては浄化槽普及事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金を交付しないと決定した者に対しては浄化槽普及事業費補助金不交付決定通知書（第3号様式）によりそれぞれ通知しなければならない。
（変更承認申請書）

第8条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助対象者」という。）は、補助金交付決定通知書を受けたのち、補助事業の内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、浄化槽普及事業費補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
（実績報告）

第9条 補助対象者は、補助金に関わる事業を終えた後1月以内（前条第1項の規定により事業の変更の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1月以内）又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに、浄化槽普及事業費補助金実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を

添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 設置現況写真
- (2) 設置確認検査表(チェックリスト)
- (3) 領収書の写し
- (4) 浄化槽使用開始報告書
- (5) 浄化槽の維持管理及び清掃契約書の写し
- (6) 法定検査(浄化槽法第7条及び第11条)受検申込書
- (7) 浄化槽法第7条検査受検料領収証の写し
- (8) 韮崎市下水道条例(平成7年9月韮崎市条例第20号)第3条の規定を誓約する書面
- (9) 宅内配管工事を行った場合は、当該工事の状況を示す写真
- (10) 既存の単独処理浄化槽又はくみ取便槽を撤去した場合は、処分に関する産業廃棄物管理票(マニフェスト)、撤去状況及び撤去完了後の写真
- (11) 単独処理浄化槽から転換した場合は、浄化槽使用廃止届出書
- (12) その他市長が必要と認めた書類

2 補助対象者は、その浄化槽を設置する場所が新たに予定処理区域となる場合は、前項の規定にかかわらず、当該予定処理区域が定められた日より前に同項の実績報告書及び添付する書類を市長に提出するものとする。

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の交付額を決定し、浄化槽普及事業費補助金交付確定通知書(第6号様式)により、速やかに補助対象者に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付額を確定した後、所定の請求書による補助対象者からの請求により、補助金を交付しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に補助金を交付した場合にあっては、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(補助条件)

第13条 市長は、補助金を交付した者に対し、浄化槽の機能及び管理状況について必要な調査を行い、又は報告を求めることができる。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による調査又は報告の求めに協力しなければならない。

(所有者及び使用者の責務)

第14条 浄化槽の所有者又は使用者は、機能を常に良好な状態で保持するため、保守点検、清掃及び法定検査を行う等適切な維持管理をしなければならない。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に廃止前の蕪崎市浄化槽普及事業費補助金交付要綱（平成14年2月蕪崎市訓令乙第2号）の規定によりなされた決定その他の手続は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和3年5月25日告示第59号）

この告示は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日告示第33号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月27日告示第29号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第5条第1項関係）

人槽区分	補助限度額
5人槽まで	332,000円
6人槽及び7人槽	414,000円
8人槽から50人槽まで	548,000円

別表第 2（第 5 条第 2 項関係）

区分	補助限度額
転換に伴う宅内配管工事費用	330,000円

別表第 3（第 5 条第 3 項関係）

区分	補助限度額
浄化槽の設置に伴う、同一敷地内の既存単独処理浄化槽の撤去費用	150,000円
浄化槽の設置に伴う、同一敷地内の既存くみ取便槽の撤去費用	120,000円

年 月 日

（宛先）蕨崎市長

申請者 住 所

氏 名 （※）

（※）法人の場合は記名押印してください。

法人以外でも、代表者が手書しない場合は、記名押印してください。

浄化槽普及事業費補助金交付申請書

このことについて、下記のとおり浄化槽を設置したいので、蕨崎市浄化槽普及事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき補助金の交付を申請します。

記

- 1 浄化槽設置場所（住所）
2 浄化槽名及び形式 認定番号
3 事業費 円 浄化槽本体 円

- 4 工事業者名
浄化槽工事登録（届）番号・届 登 一 号

5 工事着工（予定）年月日 年 月 日

6 工事完成（予定）年月日 年 月 日

7 添付書類

- （1）浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- （2）登録浄化槽管理票（C票）（全浄協発行）
- （3）登録証（全浄協発行）
- （4）保証登録証（全浄協発行の市町村用）
- （5）浄化槽整備士免状
- （6）工場生産浄化槽認定シート
- （7）設置場所の案内図、平面図及び排水経路図
- （8）浄化槽の設置に係る費用の見積書
- （9）住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
- （10）市税の完納証明書
- （11）宅内配管工事に係る費用の見積書及び既存の排水経路図（第5条第2項に該当する場合に限る。）
- （12）既存の単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去工事に係る費用の見積書、状況写真及び配置図（第5条第3項に該当する場合に限る。）

第 号
年 月 日

様

菫崎市長



浄化槽普及事業費補助金交付決定通知書

このことについて、菫崎市浄化槽普及事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、次のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 補助金額 金 円
- 2 交付条件 菫崎市浄化槽普及事業費補助金交付要綱第7条の規定による浄化槽設置者として、次の項目を遵守しなければならない。
 - (1) 補助事業を 年 月 日までに完了し、実績報告書を提出すること。
 - (2) 浄化槽法第7条の水質検査を使用開始後6月を経過した月から2月以内に受けること。
 - (3) 浄化槽法第11条の定期水質検査を毎年1回受けること。
 - (4) 浄化槽法第10条第1項の規定による清掃を年1回受けること。
 - (5) 浄化槽法第8条及び浄化槽法施行規則第6条第2項による保守点検を年3回以上受けること。

※なお、上記の交付条件を遵守しない場合は、補助金の返還もあり得ます。

第 号
年 月 日

様

荏崎市長



浄化槽普及事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浄化槽普及事業費補助金について、下記の理由により不交付としたので通知します。

記

1 不交付の理由

第4号様式（第8条関係）
第4号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先） 菟崎市長

住所

氏名

（※）

（※） 法人の場合は記名押印してください。

法人以外でも、代表者が手書しない場合は、記名押印してください。

浄化槽普及事業費補助金（変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた浄化槽普及事業費補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので承認願います。

記

変 更 ・ 中 止 ・ 廃 止 の 別	変 更 ・ 中 止 ・ 廃 止
理 由	
備 考	

年 月 日

（宛先） 蕪崎市長

住所

氏名 (※)

（※） 法人の場合は記名押印してください。

法人以外でも、代表者が手書しない場合は、記名押印してください。

浄化槽普及事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた浄化槽普及事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 実績報告額 金 _____ 円
- 2 事業完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類
 - (1) 設置現況写真
 - (2) 設置確認検査表（チェックリスト）
 - (3) 領収書の写し
 - (4) 浄化槽使用開始報告書
 - (5) 浄化槽の維持管理及び清掃契約書の写し
 - (6) 法定検査（浄化槽法第7条及び第11条）受検申込書
 - (7) 浄化槽法第7条検査受検料領収証の写し
 - (8) 蕪崎市下水道条例（平成7年9月蕪崎市条例第20号）第3条の規定を誓約する書面
 - (9) 宅内配管工事を行った場合は、当該工事の状況を示す写真
 - (10) 既存の単独処理浄化槽又はくみ取便槽を撤去した場合は、処分に関する産業廃棄物管理票（マニフェスト）、撤去状況及び撤去完了後の写真
 - (11) 単独処理浄化槽から転換した場合は、浄化槽使用廃止届出書

第6号様式（第10条関係）
第6号様式（第10条関係）

第 年 月 日 号

様

葦崎市長



浄化槽普及事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで報告のあった浄化槽設置整備事業費補助金については、下記のとおりその額を確定します。

記

- | | | |
|-----------|---|-----|
| 1 補助金確定額 | 金 | 円 |
| 2 事業完了年月日 | 年 | 月 日 |